3 水漁第 6 4 4 号 令和 3 年 7 月 16 日

日本漁船保険組合会長理事 殿

水產庁漁政部漁業保険管理官

令和3年7月1日からの大雨による漁業被害等に係る 迅速かつ適切な損害審査の実施及び保険金の早期支払 について(依頼)

令和3年7月からの大雨により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。このような状況に鑑み、貴組合におかれましては、漁船被害状況等の適切な把握とともに、保険事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害審査の実施及び保険金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。